

期日	班	資料番号
11/23	2	1

# 平成30年度 香取市市民事業仕分け

事業名	歯科口腔保健事業
担当部課	福祉健康部健康づくり課

香 取 市

事業シート (概要説明書)

予算事業名	歯科口腔保健事業		事業開始年度	平成24年度													
上位施策事業名	健康づくり・地域医療		担当局・部名	福祉健康部													
根拠法令等	健康増進法・香取市歯と口腔の健康づくり推進条例		担当課・係名	健康づくり課・健康づくり班													
事務区分	■自治事務 □法定受託事務		作成責任者	山田 勝重													
実施の背景	3歳児むし歯罹患率が県平均をはるかに上回る状況であり、更なる市民の歯科意識の向上を図るため、各ライフステージ毎の歯科事業の展開が必要であった。																
目的 (何のために)	歯科疾病予防の正しい知識の啓発・普及、早期発見、早期治療の定着により健康寿命の延伸を図る。また、医療費等の削減につなげることを目的と資する。																
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	小中学生、妊婦および成人		対象者数 (全住民に対する割合)													
				68,763	人 ( 87.5 % )												
	実施方法	■直接実施 (直営)															
		■業務委託 又は □指定管理 (委託先又は指定管理者: 香取匠瑛歯科医師会 )															
□補助金〔直接・間接〕 (補助先: _____ 実施主体: _____ )																	
	□貸付 (貸付先: _____ ) □その他 ( _____ )																
事業内容 (手段、手法など)	事業内容																
	<p>①成人歯科検診 (歯周疾患検診) … 香取匠瑛歯科医師会へ委託し、個別検診を実施。40, 50, 60, 70歳の市民対象。国民健康保険加入者へは、特定健康診査受診票を郵送する際にチラシを同封し周知。社会保険加入者へは、はがきによる勧奨通知を発送。 H29年度 対象者数4,218人 (うち受診者数190人)</p> <p>②妊婦歯科検診…年6回、偶数月に佐原保健センターで歯科診察・相談・指導・健康教育を実施。広報誌等へ掲載、母子健康手帳交付時に事業紹介、対象者全員へ個別通知を発送。 H29年度 対象者数 410人 (うち受診者数70人)</p> <p>③小学校歯みがき教室…歯科衛生士が市内全小学校を訪問し健康教育・個別指導を実施。1年生及びその保護者、4年生、6年生対象。 H29年度 受講者数 児童1,439人、保護者459人</p> <p>④ (8020運動) 歯・口の健康啓発標語…市内小・中学校を通じ、啓発標語を募集。優秀作品について表彰。</p> <p>⑤口腔がん検診助成…香取匠瑛歯科医師会が主催する、市民を対象とした口腔がん検診実施にあたり事業経費のうち、口腔がん専門医の派遣謝礼費及び健診用具代について助成。</p>																
関連事業 (同一目的事業等)	ママパパ教室、4か月・10か月児健診、みんなの健康相談において、歯科相談・指導・健康教育を実施。乳幼児健診 (1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児) において、歯科診察・相談・指導・健康教育を実施。乳幼児健康診査事業 H29決算額 6,267千円																
コスト		30年度 (予算)		29年度 (決算)		28年度 (決算)		27年度 (決算)									
	事業費合計	2,052 千円		1,644 千円		1,579 千円		1,658 千円									
	事業費内訳 (平成29年度分)	<p>①成人歯科検診 (委託料 1件4,580円×190件) 870,200円                  役務費 (勧奨通知郵便料 52円×2,312通) 120,224円                  需用費 (通知はがき印刷 2,312通) 131,652円</p> <p>②妊婦歯科検診 歯科医報酬 23,100×6回=138,600円、                  需用費 (健診消耗品) 51,468円</p> <p>③小学校歯みがき教室</p> <p>④ (8020運動) 歯・口の健康啓発標語 報償費 (啓発標語参加賞他) 14,136円</p> <p>⑤口腔がん検診 口腔がん検診助成金 317,000円</p>															
	担当正職員	1.05	人	7,455	千円	1.05	人	7,455	千円	0.55	人	3,905	千円	0.78	人	5,538	千円
	臨時職員等	4.00	人	398	千円	4.00	人	362	千円	5.00	人	1,614	千円	5.00	人	1,037	千円
	人件費合計	5.05	人	7,853	千円	5.05	人	7,817	千円	5.55	人	5,519	千円	5.78	人	6,575	千円
総事業費	9,905 千円		9,461 千円		7,098 千円		8,233 千円										
財源 内訳	国県支出金	760 千円		386 千円		447 千円		550 千円									
		国県支出金の内容		健康増進事業補助金													
	地方債																
	その他特財																
		その他特財の内容															
一般財源	9,145 千円		9,075 千円		6,651 千円		7,683 千円										
財源合計	9,905 千円		9,461 千円		7,098 千円		8,233 千円										

事業シート（概要説明書）

予算事業名		歯科口腔保健事業			事業開始年度	平成24年度																																																															
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）	単位	H29年度	H28年度	H27年度																																																															
		①成人歯科：社会保険加入者へは、はがきによる勧奨通知を発送。国民健康保険加入者へは、特定健康診査受診票を郵送する際にチラシを同封。（その他、6月・11月に市広報誌掲載。健康づくりだより・ホームページ掲載。ポスター掲示。）	通	社保 2,311 (40.50.60.70歳) 国保 1,907 (対象 4,218)	社保 2,092 (40.50.60.70歳) 国保 1,670 (対象 3,762)	社保 1,464 (40.50歳) 国保 2,008 (対象 4,359)																																																															
		②妊婦歯科：対象者全員に個別通知を発送	通	410	363	474																																																															
		③歯みがき教室：市内小学校へ前年度2月に希望調査	校	22	22	22																																																															
		④標語：市内小・中学校を通じ、歯・口の健康啓発標語を募集	校	29	29	30																																																															
		⑤口腔がん：ホームページ及び広報誌に掲載、保健センター等ポスター掲示	回	1	1	1																																																															
	単位当たりコスト	/	千円																																																																		
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)	各ライフステージ毎に、口腔内の注意点が異なる。乳幼児期はむし歯予防、学童期以降はむし歯と歯周病予防、妊娠期は妊娠性歯周病への注意も必要である。全年齢において、定期検診を受け、正しいブラッシング法を学ぶ機会をつくり、市民それぞれが自身の口腔内の健康に留意できるよう体制を整えることを目標とする。																																																																			
	成果 (目標達成状況)	【成果指標名】（実績値/目標値）	単位	H29年度	H28年度	H27年度																																																															
		①成人歯科（歯周病）検診受診者数(受診率)	人	190(4.5)	199(5.29)	234(5.37)																																																															
		②妊婦歯科検診受診者数(受診率)	人	70(17.1)	60(16.5)	87(18.4)																																																															
		③小学校歯みがき教室参加児童（保護者）数	人	1,439(459)	1,517(465)	1,731(494)																																																															
		④歯・口の健康啓発標語応募数	件	52	37	30																																																															
	⑤口腔がん検診受診者数	人	162	164	168																																																																
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>①成人歯科検診の実施内容については、歯科医師会への業務委託の体制が確立されている。受診率は他市町村と同等ではあるが、診査結果が8割がた「要指導・要医療」であることから、より多くの人に受診してもらいたい。今後は、受診率向上のための対策として、広報・ホームページ以外での周知手段の確保に努める。具体的には、個別通知の有無による受診率の差も認められるため、すべての対象者への個別通知が必要であると考え。また、歯周疾患は全身疾患（糖尿病、脳血管疾患等）との関わりも明らかであるため、医師会との連携強化（生活習慣病患者への歯科受診勧奨を依頼）も課題と言える。</p> <p>②妊婦歯科検診は、全対象者へ個別通知がされ、受診率も他市町村と同等であり、歯科医師からの直接の口腔内状況の説明や歯科衛生士の個別指導等により、受診者アンケートからも満足度の高い事業である。</p> <p>③④歯みがき教室・標語は、市内小（中）学校との連携も確立されており、歯みがき教室については、元々小学校からの依頼の増加により事業化したものであり、専門性をもった指導が定評である。</p> <p>⑤口腔がん検診は、専門歯科医に診てもらえる貴重な機会であり、歯科医師会実施のアンケートからも、たいへん受診者満足度の高い事業である。</p>																																																																				
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>H29年度近隣市実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村名</th> <th colspan="3">歯周疾患検診</th> <th colspan="3">妊婦歯科検診</th> </tr> <tr> <th>対象者(人)</th> <th>受診者(人)</th> <th>受診率(%)</th> <th>対象者(人)</th> <th>受診者(人)</th> <th>受診率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成田市</td> <td>108,123</td> <td>515</td> <td>0.48</td> <td>612</td> <td>106</td> <td>17.3</td> </tr> <tr> <td>旭市</td> <td>3,775</td> <td>231</td> <td>6.12</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>匝瑳市</td> <td>2,174</td> <td>150</td> <td>6.9</td> <td>168</td> <td>27</td> <td>16.7</td> </tr> <tr> <td>佐倉市</td> <td>149,563</td> <td>903</td> <td>0.6</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>多古町</td> <td>711</td> <td>47</td> <td>6.61</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>習志野市</td> <td>7,005</td> <td>132</td> <td>1.88</td> <td>1513</td> <td>293</td> <td>19.4</td> </tr> <tr> <td>鎌ヶ谷市</td> <td>8,552</td> <td>435</td> <td>5.09</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>							市町村名	歯周疾患検診			妊婦歯科検診			対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)	成田市	108,123	515	0.48	612	106	17.3	旭市	3,775	231	6.12	-	-	-	匝瑳市	2,174	150	6.9	168	27	16.7	佐倉市	149,563	903	0.6	-	-	-	多古町	711	47	6.61	-	-	-	習志野市	7,005	132	1.88	1513	293	19.4	鎌ヶ谷市	8,552	435	5.09	-	-	-
市町村名	歯周疾患検診			妊婦歯科検診																																																																	
	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)																																																															
成田市	108,123	515	0.48	612	106	17.3																																																															
旭市	3,775	231	6.12	-	-	-																																																															
匝瑳市	2,174	150	6.9	168	27	16.7																																																															
佐倉市	149,563	903	0.6	-	-	-																																																															
多古町	711	47	6.61	-	-	-																																																															
習志野市	7,005	132	1.88	1513	293	19.4																																																															
鎌ヶ谷市	8,552	435	5.09	-	-	-																																																															
特記事項																																																																					

委託・指定管理・補助 対象団体シート (概要説明書)

予算事業名	歯科口腔保健事業		事業開始年度	平成24年度
団体名	香取匝瑳歯科医師会			
団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	市民の利便性を考慮し、多くの医療機関を利用できるようにすることと、委託内容が専門性、特殊性、正確性を必要とすることから、信頼と実績のある香取匝瑳歯科医師会に委託するものである。			
当該事業の団体における収支状況	収入		支出	
	国からの財政支出金	千円		千円
	県からの財政支出金	千円		千円
	市町村からの財政支出金	千円		千円
	委託料・指定管理料	870 千円	歯周疾患検診委託料	870 千円
	補助金	千円		千円
	その他	317 千円	口腔がん検診助成金	317 千円
	その他 ( )	千円		千円
総計	1,187 千円	総計	1,187 千円	

※委託料は設計ベースのため、収入と一致しない場合あり。

団体概要	(目的) 医道の高揚、歯科医学・医術の進歩発展、公衆衛生及び予防医学の普及向上、歯科保健の啓発を図ることにより、地域住民の保健と福祉を増進し、もって地域社会の健全なる発展に寄与することを目的とする。								
	(組織) 匝瑳市、香取市及び香取郡を区域とし、入会時において、その区域内に就業所(診療に従事しない者については住所)を有し、日本で歯科医師の免許を受けた者であり、かつ本会で承認を受けた者をもって組織する。								
	(事業) (1)医道の高揚に関する事業(2)歯科医学と歯科医療の進歩発展に関する事業(3)公衆衛生の普及と予防医学の研究と指導に関する事業(4)歯科保健研究と普及啓発に関する事業(5)地域社会の保健と福祉の増進に関する事業(6)障がい者及び高齢者の保健と福祉の増進に関する事業(7)事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援に関する事業(8)歯科医師の研修に関する事業(9)地域住民及び会員への広報活動に関する事業(10)その他この法人の目的を達成するために必要な事業								
	資本金	千円	役員	(単位:人)	常勤	うち (出向/OB)	非常勤	うち (出向/OB)	監事
市出資金	千円	役員							
出資比率	%	職員							
団体全体の収支状況	収入		支出						
	国からの財政支出金	千円	事業費					千円	
	県からの財政支出金	千円	管理費					千円	
	市町村からの財政支出金	千円	人件費					千円	
	委託料・指定管理料	千円	その他 ( )					千円	
	補助金	千円	総計					0 千円	
	その他	千円							
	その他 ( )	千円							
総計	0 千円	収支差					0 千円		
特記事項	負債総額: 円 資本総額: 円 利益剰余金(もしくは欠損金): 円								
財務諸表URL									

### 3歳児 むし歯罹患率推移

(%)

	香取市	千葉県 (平均)
H19	38.9	26.8
H20	38.3	26.3
H21	35.2	23.9
H22	31.2	22.7
H23	29.4	21.5
H24	33.1	19.8
H25	24.3	18.0
H26	28.9	18.3
H27	23.4	17.0
H28	21.9	16.0
H29	17.8	14.5

## 香取市歯と口腔の健康づくり推進条例

平成29年12月19日条例第18号

(目的)

**第1条** この条例は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市及び歯科医師等の責務並びに教育等関係者及び市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科医師等 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係わる業務に従事する者をいう。
- (2) 教育等関係者 教育、保健、医療、福祉等に係る職務に携わる者(歯科医師等を除く。)をいう。

(基本理念)

**第3条** 歯と口腔の健康づくりは、子どもの健やかな成長、様々な生活習慣病の予防等市民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことに鑑み、教育、保健、医療、福祉その他の関連分野における施策と連携を図り、市民が日常生活において自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、乳幼児期から高齢期までを通じて最適な歯と口腔の保健医療サービスを受けることができる環境の整備を推進することを基本理念として行わなければならない。

(市の責務)

**第4条** 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

**第5条** 歯科医師等は、基本理念にのっとり、市が市民の歯と口腔の健康

づくりの推進に関して実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育等関係者の役割)

**第6条** 教育等関係者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と相互に連携・協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

**第7条** 市民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、自らの歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(計画の策定)

**第8条** 市長は、生涯にわたる市民の歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を定めるものとする。

(施策の推進)

**第9条** 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供並びに歯科医師等、教育等関係者の連携体制の構築に関すること。
- (2) 市民が歯科健康診査、保健指導等の必要な歯と口腔の保健医療サービスを受けることができる環境整備の推進及び当該サービスの普及啓発に関すること。
- (3) 乳幼児期及び学齢期におけるむし歯予防対策、正しい口腔ケアによる歯科疾患予防対策等の生涯にわたる効果的な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (4) 食育及び生活習慣病予防対策において必要な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (5) 障害を有する者、介護を必要とする者等の適切な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (6) 災害発生時における適切な歯と口腔の保健医療サービスに関する

ること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な施策に関すること。

(財政上の措置)

**第10条** 市は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### **附 則**

この条例は、平成30年4月1日から施行する。